

書類提出・問い合わせ先
彦根市福祉有償運送運営協議会事務局(市障害福祉課内) ☎ 27-9981番、FAX 26-1767番

※今回の申請分は、平成23年1月下旬〜2月上旬に開催予定の運営協議会で審査されます。

その他 必要書類、様式など、詳しくは、彦根市ホームページをご覧ください。

また、登録には、その地域の福祉有償運送運営協議会の同意が必要となります。

また、登録には、その地域の福祉有償運送運営協議会の同意が必要となります。

道路運送法に基づき、NPO法人などが、営利を目的としない範囲で、外出時に支援が必要な人(要介護認定者や、身体障害者など)を、車を使って、有償で移送できます。

福祉有償運送の登録にかかる申請について

市障害福祉課

市納税課

県税や市税の納め忘れはありませんか

皆さんから納めていただく県税や市税は、福祉や教育など、住民の皆さんの身近な行政サービスに使われる財源です。

県と市では、12月を「滞納整理強化月間」として、滞納している人に対して、税の公平な負担の観点から、一斉に重点的な滞納整理を行います。

滞納された税金は、財産(給与・預金・不動産など)を調査し、差し押さえることがあります。納め忘れがないか、もう一度確かめください。

滋賀県と県内全市町では、平成20年度から「滋賀県地方税滞納整理機構」を設置し、連携して県税と市町税の滞納整理を推進しています。

問い合わせ先 市税・市納税課 ☎ 30-6109番、FAX 22-1398番、県税：☎ 27-1398番、市納税課 ☎ 27-2205番、27-2206番

雪の季節です
除雪作業にご協力ください

市道路河川課

彦根市は、冬季の交通を確保するため、12月1日から翌年の3月20日までの間、幹線道路を中心に除雪を行っています。深夜から早朝にかけて凍結防止や除雪



作業を行い、通行の確保に努めています。作業の妨げとなる路上駐車などをしていないよう、ご協力をお願いします。また、行政の力だけでは、すべての路線を短時間に除雪することは不可能です。幹線道路

作業を行い、通行の確保に努めています。作業の妨げとなる路上駐車などをしていないよう、ご協力をお願いします。また、行政の力だけでは、すべての路線を短時間に除雪することは不可能です。幹線道路

作業を行い、通行の確保に努めています。作業の妨げとなる路上駐車などをしていないよう、ご協力をお願いします。また、行政の力だけでは、すべての路線を短時間に除雪することは不可能です。幹線道路

作業を行い、通行の確保に努めています。作業の妨げとなる路上駐車などをしていないよう、ご協力をお願いします。また、行政の力だけでは、すべての路線を短時間に除雪することは不可能です。幹線道路

作業を行い、通行の確保に努めています。作業の妨げとなる路上駐車などをしていないよう、ご協力をお願いします。また、行政の力だけでは、すべての路線を短時間に除雪することは不可能です。幹線道路

作業を行い、通行の確保に努めています。作業の妨げとなる路上駐車などをしていないよう、ご協力をお願いします。また、行政の力だけでは、すべての路線を短時間に除雪することは不可能です。幹線道路

作業を行い、通行の確保に努めています。作業の妨げとなる路上駐車などをしていないよう、ご協力をお願いします。また、行政の力だけでは、すべての路線を短時間に除雪することは不可能です。幹線道路

作業を行い、通行の確保に努めています。作業の妨げとなる路上駐車などをしていないよう、ご協力をお願いします。また、行政の力だけでは、すべての路線を短時間に除雪することは不可能です。幹線道路

作業を行い、通行の確保に努めています。作業の妨げとなる路上駐車などをしていないよう、ご協力をお願いします。また、行政の力だけでは、すべての路線を短時間に除雪することは不可能です。幹線道路

作業を行い、通行の確保に努めています。作業の妨げとなる路上駐車などをしていないよう、ご協力をお願いします。また、行政の力だけでは、すべての路線を短時間に除雪することは不可能です。幹線道路

作業を行い、通行の確保に努めています。作業の妨げとなる路上駐車などをしていないよう、ご協力をお願いします。また、行政の力だけでは、すべての路線を短時間に除雪することは不可能です。幹線道路

作業を行い、通行の確保に努めています。作業の妨げとなる路上駐車などをしていないよう、ご協力をお願いします。また、行政の力だけでは、すべての路線を短時間に除雪することは不可能です。幹線道路

2011年版 県民手帳販売中

価格 1冊 500円(販売窓口でお支払いください)

販売窓口 企画課、支所、各出張所、園湖東合同庁舎 1階売店(予約不要です)

販売期間 企画課 平成23年1月21日(金)まで
支所・各出張所 12月28日(火)まで

※園湖東合同庁舎1階売店は期間に関係なく販売しています。

問い合わせ先 企画課 ☎ 30-6143、FAX 22-1398

特定不妊治療費を助成します

体外受精、顕微授精(特定不妊治療)を受けた人に、治療費の一部を助成します。

対象者(次のすべてを満たす人)

- 治療期間中と助成の申請時に彦根市内に住所があり、法律上の婚姻をしている夫婦
- 滋賀県特定不妊治療費助成を受けている人
- 夫婦のいずれもが市税を滞納していない人

助成額

- 特定不妊治療費用に対して、滋賀県の助成額15万円を差し引きます。
- 1回の治療につき上限5万円です。
- 1年度あたり2回が限度です。
- 通算5年間彦根市から助成します。

申請期限 平成23年3月31日(木)

※ただし、治療終了日が、平成23年3月1日(火)〜同31日(木)である場合のみ、申請期限が平成23年4月28日(木)になります。

申請と決定 健康推進課に申請してください。申請後、審査のうえ決定します。詳しくは、健康推進課までお問い合わせください。

問い合わせ先 健康推進課 ☎ 24-0816番、FAX 24-5870番

集計の結果から

「市政への意見・提言」に、半年間で、128人の皆さんからご意見などをいただきました。(平成22年4月〜同9月受付分)

いただいた内容は、市政全般にわたり、特に福祉、環境保全や、道路整備、公共交通、教育など、市民生活に密着した分野の意見が数多く寄せられました。また、彦根市の行財政運営、商工・観光などに関する意見も多くいただきました。

これらの「意見・提言」は、市民の皆さんの暮らしに根ざしたご意見、ご提言として今後の市政運営の参考にさせていただきます。

平成22年4月〜9月受付分の集計結果

実施方法 ▶「広報ひこね」に印刷して各戸配布し、郵送された意見・提言を受付
▶彦根市ホームページから電子メールで受付

内容別件数 156件
(彦根市総合発展計画「ひこね21世紀創造プラン」の5つの柱ごとの集計)

- ▶人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり …21件 (13.5%)
 - *福祉関係 14件
 - *医療 7件
- ▶良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり …32件 (20.5%)
 - *環境保全 14件
 - *公園・緑地の整備 4件
 - *上下水道の整備 6件
 - *地域安全対策 2件
 - *廃棄物・リサイクル 5件
 - *交通安全対策 1件
- ▶活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり …23件 (14.7%)
 - *商工・観光 8件
 - *公共交通 6件
 - *道路整備 8件
 - *農林水産 1件
- ▶明日の彦根市を担う人を育むまちづくり …18件 (11.5%)
 - *学校教育 7件
 - *幼児教育 3件
 - *生涯学習 7件
 - *青少年育成 1件
- ▶人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり …9件 (5.8%)
 - *文化・芸術 5件
 - *スポーツ・レクリエーション 2件
 - *国際交流 1件
 - *市民活動 1件
- ▶その他 …53件 (34.0%)
 - *行財政運営 42件
 - *その他 8件
 - *ひこにゃん 3件

たにおり

住所

氏名

電話番号

性別 男 女

年齢 20歳未満 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳以上